

新婚家庭家賃助成金について

市では、少子化・人口減少の対策として若年層の定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚家庭を対象に家賃の一部を予算の範囲内において家賃助成金として交付します。

- 交付対象者（すべての要件を満たす方）
 - ①家賃助成金の交付申請をする日前3年以内に婚姻届を提出している方
※夫・妻のいずれか一方または双方が再婚であっても要件を満たす場合は対象となります。
 - ②平成25年4月1日以降、新たに市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、現に居住し、かつ住民登録を行っている方
※市営住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅、夫婦いずれかの親が所有する住宅及び賃貸住宅は対象となりません。
 - ③夫婦いずれもが申請時に40歳未満である方
 - ④申請者及び同居者全員の前年の合計年間総収入金額が700万円以下、または総所得金額が510万円以下である方
 - ⑤家賃が月額5万円以上である方
※共益費、管理費及び駐車場等を除く。
 - ⑥他の公的制度（生活保護等）により家賃補助を受けていない方
 - ⑦申請者及び同居者全員が市税等を滞納していない方
 - ⑧家賃を滞納していない方
 - ⑨この要綱に基づく助成を受けたことがない方
- 助成金額 月額1万円
※家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1万円未満の場合はその金額。
- 助成期間 申請のあった翌月から最長36か月
- 助成金の申請
 - ①家賃助成金交付申請書 ②住民票（世帯全員の記載のあるもの）
 - ③戸籍謄本等 ④申請者及び同居者全員の市税等の滞納がないことを証する書類
 - ⑤申請者及び同居者全員の課税証明書または非課税証明書
 - ⑥民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
 - ⑦住宅手当支給証明書 ⑧その他市長が必要と認める書類
 ※家賃助成金の交付申請書は本庁都市建設課に用意してあります。
- 受付時期 平成25年5月1日(水)から ※土・日曜日、祝日を除く。

問 本庁 都市建設課都市整備G ☎52-1111 内線253 FAX 53-5415

大宮地域の皆さんへ 水道の漏水(水もれ)修理は漏水当番業者へ

宅地内での水道管が漏水した場合の修理は、使用者管理のため使用者負担において、市の指定工事店に依頼することになっています。漏水修理当番は次のとおりです。

また、市の指定工事店であれば使用者の取引工事店に依頼しても構いません。

<漏水当番日割表> 平成25年4月～9月

事業者名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
(有)中橋電気社 ☎52-3243	10・16・22・28	4・10・16・22・28	3・9・15・21・27	3・9・15・21・27	2・8・14・20・26	1・7・13・19・25
(有)県北設備工業 ☎52-1555	11・17・23・29	5・11・17・23・29	4・10・16・22・28	4・10・16・22・28	3・9・15・21・27	2・8・14・20・26
ウスイ設備工業(株) ☎53-3535	12・18・24・30	6・12・18・24・30	5・11・17・23・29	5・11・17・23・29	4・10・16・22・28	3・9・15・21・27
(株)神永工務店 ☎52-1700	13・19・25	1・7・13・19・25・31	6・12・18・24・30	6・12・18・24・30	5・11・17・23・29	4・10・16・22・28
(有)茨城水巧社 ☎52-3349	14・20・26	2・8・14・20・26	1・7・13・19・25	1・7・13・19・25・31	6・12・18・24・30	5・11・17・23・29
(有)横山設備工業 ☎53-4252	15・21・27	3・9・15・21・27	2・8・14・20・26	2・8・14・20・26	1・7・13・19・25・31	6・12・18・24・30

問 水道課 ☎52-0427 FAX52-0331